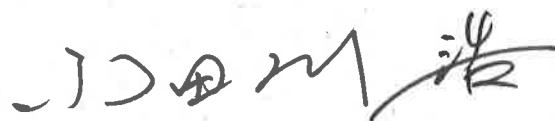


つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第23号

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙長	1回につき	10,800円
開票管理者	1回につき	10,800円
投票所の投票管理者	1回につき	12,800円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,300円
投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	10,900円
投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	5,450円
期日前投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	9,600円
期日前投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	4,800円
選挙立会人	1回につき	8,900円
開票立会人	1回につき	8,900円

」を

「

選挙長	1回につき	12,200円
開票管理者	1回につき	12,200円
投票所の投票管理者	1回につき	14,500円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	12,800円
投票所の投票立会人（6時間以上）	1回につき	12,400円
投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	6,200円
期日前投票所の投票立会人（6時	1回につき	10,900円

間以上)			
期日前投票所の投票立会人（6時間未満）	1回につき	5,450円	
選挙立会人	1回につき	10,100円	
開票立会人	1回につき	10,100円	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。